# 令和6年度 事業計画書

愛知県生活衛生営業指導センター(以下「県センター」という。)は、愛知県における生活衛生営業の経営の健全化及び振興を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益擁護を図るため行政機関、生活衛生同業組合、日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)、公益財団法人あいち産業振興機構、商工会議所を始め関係団体との連携を図り、次の各種事業を積極的かつ効果的に実施してまいります。

## 1 生活衛生営業相談指導事業

(1) 生活衛生関係営業経営指導員等設置事業 経営指導員3名を配置し、経営指導業務を推進します。

## (2) 相談室運営事業

生衛業に係る経営、税務、衛生管理等の相談及び日本公庫の融資に係る相談等経営指導員が電話・メール・窓口において相談に対応します。

- ア 衛生水準の向上、経営の近代化・合理化推進のための各種相談及び情報 提供等を行い、生衛業界の振興・発展を図ります。
- イ 利用者・消費者の苦情等について、営業者及び生衛組合と連携して解決 を図り、消費者と営業者の信頼関係が深まるよう努めます。
- ウ 日本公庫の生活衛生一般貸付に係る「推せん書」の交付事務など、融資・ 経営相談業務の充実を図ります。

#### (3) 税務相談等事業

ア 専門的かつ高度な相談に的確に対応するため、税理士・中小企業診断士・ 社会保険労務士の専門家を相談顧問として委嘱し、相談業務の充実を図り ます。

特に、コロナ復興や物価高騰対策等を目的に専門家による伴走型の相談・ 指導等を行う「経営支援緊急対策事業」を引き続き実施します。

イ 生衛業に深く関係する税制の改正、納税事務等の税務に関する知識を深めるため顧問税理士による講習会等を行います。

#### (4) 地区生活衛生営業相談事業

#### ア 相談室の開設

三河地区の営業者が、気軽に相談できるように設置場所を豊橋市保健所から「日本公庫豊橋支店」及び「日本公庫岡崎支店」に変更するともに、要望によっては訪問形式も採用して、不定期の事前予約制相談室として見直しを図ります。

この相談室では、経営指導員が融資、経営、苦情対応等の相談に対応し、 地域に密着したきめ細やかな相談業務を実施し、また、必要に応じて税理 士、中小企業診断士等の専門家による相談を実施します。

### イ 研修会及び相談会の実施

年2回程度、豊橋市及び岡崎市内において、融資制度、補助金等各種助成金、IT 導入等をテーマに外部講師による研修会及び相談会を開催します。

- (5) 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導事業(いわゆる「衛経」の活用) ア 知事から委嘱された経営特別相談員が、経営指導の他、生衛業経営改善 資金特別貸付の融資申込に対する信用調査及び審査を行っており、この業 務に必要な活動費を支弁します。
  - イ 生衛業を取巻く諸問題(関係法令、振興計画、税務相談等)に対処する ため、経営特別相談員が巡回指導を実施しており、この指導等に必要な経 費を支弁します。

## (6) 生衛業デジタル化推進・支援体制構築事業

昨年度に引き続き、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター(以下「全国センター」という。)の委託を受けて、生衛業のデジタル化を推進するため、キャッシュレス決済や POS レジ、顧客データベースなど各種メニューの導入・活用を進め、事業の効率化・高付加価値化等を図るため、スーパーバイザーとして地域デジタル相談員の育成を図るとともに、生衛業者のデジタル化のモデル事業を実施します。

### 2 生活衛生関係営業情報化整備事業

全国センターとの情報ネットワークシステムを活用し、各種の情報収集及びデータ管理を行い、経営相談指導等に活用します。

#### 3 分野調整等指導事業

生活衛生関係営業者が、高齢社会への対応に向けた健康づくりや生活支援等のサービスなどにおいて業種を超えた連携を行い地域の活性化を図ることができるような体制づくりを支援してまいります。

#### 4 生活衛生関係営業振興計画の推進事業

振興計画認定組合が実施する振興事業について、営業者に日本公庫の振興事業 融資の積極的な活用を指導します。

#### 5 生活衛生関係営業振興対策事業

生衛組合が経営近代化・合理化、専門技術者養成、消費者サービスの向上等を 目的として実施する事業について、「愛知県生活衛生営業指導センター振興対策 費補助金」による助成を通して、生衛組合に対し適切な指導等を行います。

#### 6 研修会·講習会等開催事業

- (1) 経営特別相談員に対して生衛業経営改善資金融資制度の適切な運用を図るため研修会等を開催し、資質向上を図ります。
- (2) 適宜、生衛業者に対して、事業運営に係る法令等の改正、経営環境の変化 等に対応するための研修会・講習会等を実施します。

### 7 広報事業

生衛業の動向、経営の近代化・合理化や消費生活に役立つ情報等について、「機関誌」、「ホームページ」及び「パンフレット」等で周知を図ります。

### 8 生活衛生関係営業調査事業

全国センターからの委託を受けて、生衛業界の景気動向調査等を実施し、生衛業に関する相談指導、行政施策及び日本公庫の業務改善に活用するとともに、調査結果を生衛組合等に還元します。

### 9 標準営業約款の登録推進事業

登録店対象業種の「理容業」、「美容業」、「クリーニング業」、「めん類飲食店営業」及び「一般飲食店営業」の5業種について、適正な商品やサービスの提供及び損害賠償の実施の確保等、生衛業における消費者擁護施策として重要な意義をもつ標準営業約款制度について、登録店の増加を図るとともに、消費者・利用者に対して周知を図ります。

## 10 クリーニング師研修及び業務従事者講習事業

多様化する繊維製品の素材及びクリーニング技術の高度化等の中で、クリーニング師等の資質の向上を図るため、愛知県の指定を受け、クリーニング師研修等を実施します。

また、クリーニング師研修において、本年度も廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の認定講習会も併せ実施します。

#### 11 衛生水準の確保・向上事業

(一社)全国生活衛生同業組合中央会及び各生活衛生同業組合連合会等が毎年 展開している「生活衛生同業組合活動推進月間」に共催者として参画し、生衛組 合の周知広報事業や組合活性化のための取り組みを支援します。

なお、生衛組合の若手・後継者及び事務局職員等の業種横断的な参加により組 合間のネットワーク形成などに資するため、「生衛組合活性化塾」を開催します。

#### 12 受動喫煙防止対策事業

改正健康増進法の施行に伴い、労働者災害補償保険の適用を受けない愛知県内の生衛業の方が受動喫煙防止対策として実施する喫煙専用室の設置などに必要な経費の一部を、全国センターが助成する制度の周知及び助成金申請等の受付、指導等を、全国センターからの委託を受けて行います。

### 13 その他の事業

## (1) 生活衛生同業組合との連携

生衛組合事務局代表者等との連絡会議を定期的に開催し、各種融資、相談業務、事業の推進等について情報交換等を行うなど、連携強化を図ります。

### (2) 日本公庫との連携

日本公庫と連携を密にし、生衛組合及び生衛業者に対して必要な情報の提供に努めます。

なかでも、6月には日本公庫県内6支店長と県センターの全理事が一堂に会して「令和6年度生活衛生改善貸付推薦団体連絡協議会」を開催し、情報共有と意見交換を行います。

### (3) 関係機関等との連携

関係行政機関を始め、愛知県生活衛生同業組合連合会、公益財団法人あいち産業振興機構(愛知県よろず支援拠点)、名古屋商工会議所、愛知県商工会連合会等と協力関係を保ち、情報交換、連絡調整等を行います。

## (4) 東海・北陸ブロック生活衛生営業指導センター会議

東海北陸6県の生活衛生営業指導センター並びに全国センター及び厚生労働省との情報共有を図り、円滑な事業推進を図る目的により東海・北陸ブロック内の経営指導員等が一堂に会する会議に参加し、経営指導体制の一層の充実を図ります。